



5 和解案件の概要

申立人が2021年（令和3年）3月に藤沢市民病院での手術後に合併症を発生した。術後の一般的な疼痛との判別が困難であったため申立人の訴えから処置までに長時間かかったことにより、当該合併症に起因する、日常生活に支障のある後遺障害が残った。

この事案に関する和解額等について裁判外紛争解決手続（医療ADR）により進めてきた協議が整ったため、和解しようとするもの。

提案理由

本案件は、和解をもって解決したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。… 略 …）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（… 略 …）に係るものを

除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。